

第279回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時 令和6年12月16日（月） 14:55～16:15

(2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室

(3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 浮魚礁の敷設承認申請について（協議）

→ 原案のとおり承認する旨決定。

(2) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

→ 原案のとおり承認する旨決定。

(3) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）

(4) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会による国の関係省庁への要望活動について（報告）

(5) 奄美大島海区管内における浮魚礁利用実績報告について（報告）

(6) さんご漁業の取扱方針の一部改正について（協議）

→ 原案のとおり承認する旨決定。

(7) 沖縄県ソデイカ漁船の旗数確認・指導について（報告）

(8) その他

令和6年12月16日午後2時55分開会

【開 会】

山之内事務局長	皆様、お疲れ様です。定刻より5分ほど早いですけれども、委員の皆様さまおそろいですので、ただ今から第279回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。 なお本日は、杉委員から所要のため欠席との連絡を受けております。委員10名中9名の出席ということで、奄美大島海区漁業調整委員会事務規定に定める定数の過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。 では、早速議事に入りますが、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手をお願いします。また、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。 それでは、茂野会長から御挨拶と、それに続きまして議事の進行をお願いいたします。
茂野会長	はい。本日は委員9名の出席をいただきありがとうございます。今年最後の委員会ということですので、最後までよろしくお願いいたします。 早速議事に入りますが、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「中田委員」と「篤委員」にお願いしたいと思います。皆様よろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	それでは今回は中田委員と篤委員をお願いします。 また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。

【議事 1 浮魚礁の敷設承認申請について（協議）】

茂野会長

それでは、議事 1 【浮魚礁の敷設承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

事務局の丸山です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、資料 1 を御覧ください。「浮魚礁の敷設承認申請について」でございます。

まず、9 ページを御覧ください。浮魚礁の敷設についての委員会指示を載せてございます。この指示の中の 1 の敷設の承認等の (1) に、「浮魚礁を敷設しようとする者は別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。」と規定されております。この規定に基づきまして、今回、すみよう漁業集落より浮魚礁の敷設について承認申請書が提出されておりますので、承認の可否につきまして、御協議いただくものでございます。

それでは、申請内容について御説明申し上げます。1 ページをお開きください。すみよう漁業集落が敷設を予定している浮魚礁ですが、北緯 28° 11.6' 東経 129° 30.6' の位置に、水深 150～200m に中層型を 1 基敷設する予定となっております。なお、敷設につきましては、国の交付金事業である離島漁業再生支援交付金事業を活用し実施される予定となっております。

すみよう漁業集落の申請書につきましては 1 ページ、位置図は 2 ページ、構造図が 3 ページ、浮魚礁の管理体制が 4～5 ページに添付してございます。この中で、3 ページの構造図について補足いたします。浮魚礁敷設承認に係る審査基準の中で、「浮魚礁の構造が耐久性のあること」とあることから、申請者に対し、耐久性の点について事務局にて確認をしました。すみよう漁業集落からは、「中層魚礁の一般的な耐用年数は基本的に 10 年間で、今回設置予定の魚礁は、集落で部品等を調達の上で、一般的な構造のものを敷設するので、10 年程度使用可能なものである。敷設期間は流失等のないように管理体制に基づきしっかり管理を行い、設置後 5 年から 10 年をめどに回収が望ましい時期を迎えた際には責任を持って回収する。」との回答がありましたので、その旨補足いたします。その他申請書、位置図、管理体制については後ほどお目通しいただければと存じます。

また、敷設に当たっての関係漁協からの同意書につきましては6～7ページにございます。今回、船舶会社からの同意書につきましては、敷設を予定している住用湾がフェリーの定期路線の航路ではない海域ということで同意書の提出はありません。8ページには、海上保安部と船舶航行上の支障がないか事前協議を行っており、その協議結果を添付しております。敷設につきましては、申請書にある管理体制等の厳守による適正な管理、及び設置する浮魚礁に管理者及び連絡先を表示するという条件付きで海上交通には支障がない旨の回答をいただいております。

今回申請のあった浮魚礁の敷設承認期間でございますが、委員会の承認が得られました日から令和8年3月31日までとなります。これにつきましては、9ページの浮魚礁の敷設についての委員会指示の中の2の指示の有効期間にありますとおり、承認期間の終期につきましては、有効期間が満了する令和8年3月31日までとし、その時点で現存しておれば、次期の指示の承認を受けたとみなされる予定です。

10ページ以降には、浮魚礁の敷設に係る委員会指示とともに定める浮魚礁敷設承認取扱要領及び浮魚礁敷設承認に係る審査基準になりますので、後ほどお目通し願います。

以上で、議事1について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

確認なんですけども、これ、中層（型浮魚礁）ですよ。3ページの図面がございしますが、その左側に水深が160mというのがあるんですけど、この160mというのは最大高潮時の水面の水深という理解でよろしいのでしょうか。

丸山書記

はい。その理解で良いと思います。

篤委員

ということは、浮体は、干潮時でも上にはあがらないという理解でよろしいですか。

丸山書記

はい。

元山委員

細かいことなんですけど、この（1ページの申請書は）字の訂正が入っているんですが、これはこれでそのまま（受け付けるのですか）。また新たに（訂正したものを）新しいのもらうとか（されないのか）、これはこのままでそのまま進めるものなんですかね。ちょっと気になったもので。

丸山書記	(こちらから誤りを指摘し、相手方が手書きで修正の上で再提出をされ、その)直した状態で(申請書類を)受付していますので、このまま受付をさせていただいて(審査を進めて)いるところです。
茂野会長	他に質問はございませんか。大丈夫ですか。それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事1については原案のとおり承認することに決定します。

【議事2 鹿児島県資源管理方針の変更について(諮問)】

茂野会長	次に、議事2【鹿児島県資源管理方針の変更について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。
保科技術主査	水産振興課の保科です。よろしくお願いします。資料2と書かれた資料を御準備ください。 鹿児島県資源管理方針の変更についてということでこちらは諮問事項ですので、めくっていただいた1枚目に諮問文をつけております。読み上げさせていただきます。水振第538号-3, 令和6年12月16日(水産振興課扱い)。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。鹿児島県資源管理方針の変更について(諮問)。このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

それでは具体的な内容について説明いたしますので、1ページをお願いします。まず今回の変更理由ですが、大きく2点ございます。1点目が、水産庁が作成する基本方針の変更に伴い、県の方針を変更するものというのが第1点。第2点目に、本県において、令和7管理年度から、まいわし対馬暖流系群を漁獲可能量をちゃんと数字でいただく、数量明示で管理をいたしますことから、記載の変更を行いたいというこの2点でございます。

では、変更内容について具体的に説明申し上げます。まず1点目、「2 変更内容」の「(1) 国基本方針に伴う変更」というところで。こちらは、まだいの日本海西部・東シナ海系群、こちらが令和7年1月からステップアップ方式によるTAC管理が始まります。そのことを受けまして、国の基本方針が別紙3から別紙2に移行されることとなりました。県の方針と国の基本方針というのは連動がございまして、中段の表にありますとおり、国の別紙3は県の別紙2、国の別紙2は県の別紙1と連動がございまして、国が変わればおのずと県のほうも変わるという流れになっております。現時点では、県の方針の別紙2、かつおかからきだいまで8資源ありますが、ここからまだいが上の別紙1、特定水産資源が記載された別紙1に移りまして、TAC対象資源が記載されている別紙1が8資源から9資源、別紙2が8資源から7資源ということで移り変わりました。合計については49資源ということで変更はございません。

内容の具体的な記載については後ほど説明いたしますが、簡単にこのまだいのTACについて説明させていただきたいと思います。表の下※1つ目をお願いします。まだいの日本海西部・東シナ海系群、こちらは日本に数あるまだいの系群の中でも、本県を含むこの日本海西部・東シナ海系群が先駆けてといった格好で管理が始まるわけですが、内容としては、今年1月から始まったかたくちいわし、うるめいわしと同様に漁獲量の報告体制を整備しようという期間となっています。したがって、各都道府県に具体的な量、どこどこ県が何トンで、どこどこ県が何トン、そういったような具体的な配分はございません。また、採捕停止命令もおのずと発動しないといったことになります。また、方針への記載ぶりですが、2つ目の※にあるとおり、かたくちいわし、うるめいわしも同様なんです、一部水産庁から追記をするような助言をいただきましたので、かたくちいわし、うるめいわしも一部、今回変更させていただきます。

それでは2ページをお願いします。2ページの(2)，こちらが変更点の2つ目になります。まいわし対馬暖流系群の記載についてということでございます。まいわしの対馬暖流系群自体はですね、令和2年度から既に別紙1に記載があったのですが、本県の管理体制に変更があったので今回記載を変更するというものでございます。「1) 記載を変更する理由」ですが、令和5年、令和6年ともに、まいわしが鹿児島県では非常に豊漁でした。これを受けて、県に与えられてる目安数量を大幅に超過した状態です。県としても、目安数量を超過したことに対して漁獲抑制、積極的な漁獲はやめましようとか、あと混獲があった場合は漁場を変えましようとか、そういった趣旨の指導文を発出しています。ただ、その文書自体には、法的な根拠がない、あくまでお願いベースの文書だったものですから、県内で公平な管理ができなかったということがございました。またまいわし対馬暖流系群自体が非常に資源状態がよいということで、国の研究機関が行う資源評価結果でももう非常に増加傾向というような状況でしたので、本県が獲るに値する量が受けられるだろうと、また、それはこれまでの実績を見ても不足することはないだろうという見込みが立ったものですから、今回数量を明示した管理をしたいということで希望いたしました。

変更内容については3ページ以降の新旧対照表で具体的に説明しますので、3ページをお願いします。改正後と改正前を左と右で並べて記載をしております。改正後の方は朱書きとアンダーライン、改正前の方はアンダーラインのみで変更点を示しています。それぞれ順番に説明いたします。

まず「第1 資源管理に関する基本的な事項」の「1 漁業の状況」というところです。こちらは直近のデータ、令和4年のデータがございましたのでそちらにデータ更新をしたというものです。

下に移りまして、「第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」、こちらも別紙1にまだいが加わりましたので、これまではまあじからうめいわしだったのが、まあじからまだい日本海西部・東シナ海系群までとなったということと、別紙2以降がまだいが抜けた分番号が変更されたというところです。

続いて下の方に移りまして別紙の1-2、特定水産資源名で言いますとまいわし対馬暖流系群、従来はですね、現行水準での管理ということで、まいわしを漁獲するすべての漁業を第2の1に記載をしていたんですが、今回、数字を数量明示でいただくということになりましたので、本県内で8割以上の漁獲があるまき網、そしてそれ以外の漁法の大きく2つに書き分けをしております。第2の1が鹿児島県まき網漁業、対象とするのは②にありますとおり中型まき網漁業と小型まき網漁業となっております。

そして4ページに移っていただきまして、4ページの2がまき網以外のその他のまいわしを記載する部分となっております。まき網についての管理方法については2の上の方に「(2) 漁獲量の管理の手法等」というところにあります。一番最初の朱書きにあるとおり、漁獲量の総量での管理をしますと、そしてその報告については、翌月10日まで、積み上がってきた場合は3日までと、基本的にはあじ、さばと同じような書きぶりをしております。2のその他のまいわし漁業については、こちらは数量、県内では数量を明示しない現行水準どおりの管理をしますので、記載としましては従来どおりに近い、現行の水準以上に漁獲量を増加させないということで記載をしております。

「第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」につきまして、国から配分された数量を県内でどう分けるかという手法が記載されていますが、内容としましては、あじ、さばと同様、前々年度までの3ヵ年の平均実績で案分しますということ、また追加があった場合については、その当初の按分比率で案分しますということを記載してございます。

5ページをお願いします。別紙1－7のかたくちいわし、1－8のうるめいわしをそれぞれ記載しています。内容に大きな変更はないんですが、今回のまだいが追記されることに伴いまして、水産庁から追記の助言がありましたので、朱書きアンダーラインの部分を追加したということです。この内容については、かたくちいわし、うるめいわしが別紙1に入る前に記載していた事項を今回復活させたというものでして、内容としては至極一般的な県の資源、漁業調整規則を遵守しましょうと、あと各漁協で作られている資源管理協定の作成を促進しましょうと、そういったことを記載しております。

6ページをお願いします。6ページの左側、まだいが今回新たに追記されましたので朱書きのとおりとなっております。内容としましては、かたくちいわし・うるめいわし同様に、ステップ1に入ったということでほぼ現行水準に近いような書きぶりになっております。特筆して申し上げるとしますと、「第5 その他資源管理に関する重要事項」、ここで、基本方針の本則に定めるステップアップ管理を行うということで明記をしております。

7ページ目以降が、ただいま説明申し上げた事項を朱書きにて溶け込みをさせたものになっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは資料の2ページを御覧ください。「3 今後の手続き」というところで、スケジュールを御説明いたします。まず、本日までに各海区委員会へ諮問を行っております。そして、明後日18日までに、農林水産大臣に変更承認申請を提出いたしまして、年内に県のホームページ等で公表を行いまして、手続きが終了となります。そして1月以降、この方針、県の方針に基づいて配分等されました、まあじ、まさば、ごまさば、そしていわし類、まだいの令和7管理年度の資源管理が開始されるという段取りとなっております。

今後水産庁とのやりとりの中で大勢に影響しない細かい字句の修正が出てくるかと思われませんが、それについては事務局一任とさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

1点教えてください。今回まだいが入るってことなんですけど、この奄美大島群島の中での漁獲の実績について教えてください。

保科技術主査

おそらくないと思っております。ただ、仕切書の過去のデータを見ると「まだい」という仕切りがちらほら出てくるので、恐らく他の魚種をまだいに入れ替えて入力したんだろうなと思っているのですが、恐らくまだいは奄美群島で漁獲はないものとしてこちらは考えております。

鳥居委員

ここでは影響がないという感じですね。

茂野会長

そうですね。奄美のほうではあまりまだいは釣れないですね。

篤委員

1つ質問なんですけども、まだいがTAC資源のほうに入るということで、漁獲量の管理、報告体制を整備してステップアップしていくということですが、これはあくまで漁業ということでもいいですか。遊漁は入らないと。

保科技術主査	こちらは、結論から申し上げますと遊漁も入ります。したがって、このまだい日本海西部・東シナ海系群という資源を活用するすべて方が関係してくる話になってきますので、漁業はもちろん、遊漁、プレジャーボート、全て含めての管理になろうかと思います。ただ、遊漁船業、プレジャーボートの漁獲量把握というのは非常に困難をきわめると思いますので、今後どういった形でそれを含めて管理をしていくかというのは国も含めて今、検討中という状況です。漁業者だけにしわ寄せがいかないように、県としては国には要望を続けているところではありますので、引き続き御意見をいただければと考えております。
茂野会長	これ、まだいっていいことですがけれども、奄美ではちだいとかれんこだいとか捕れるんですけれども、それは適用外ということですよ。
保科技術主査	はい。これは会長のおっしゃるとおりまだいのみとなっております。
茂野会長	分かりました。他に質問はございませんか。 それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事2については原案のとおり答申することと決定いたします。

【議事3 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）】

茂野会長	それでは、議事3【漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について】を議題といたします。この件は、報告事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。
山神水産技師	水産振興課の山神です。議題3について御説明をさせていただきます。 資料3の1ページを御覧ください。「1 資源管理状況等の報告」についてです。漁業法第90条において、漁業権者は1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない、また、知事は報告を受けた内容を海区漁業調整委員会に報告することが定められています。今回（報告）させていただくのはこの規定に基づく海区漁業調整委員会への報告になります。

続きまして「2 報告の内容」についてはこちらに列挙しているとおりです。漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況であったり漁場の活用の状況というものを各漁協、漁業権者から報告を求めているところです。

「3 今回報告を求めた内容」ですが、県内すべての漁業権者に対し、直近の事業年度について報告を求めています。

3 ページを御覧ください。こちらが共同漁業権に関する報告になります。左から、漁場番号、公使者数、資源管理の状況、漁場の活用状況、漁獲量、漁獲金額となっており、漁獲量、漁獲金額については、漁業権対象種ごとの記載がある場合はア、ない場合はイと記載しております。漁場活用状況の欄全てに丸がついているとおり、すべての漁業権漁場が活用されている状況です。

続いて4 ページを御覧ください。こちらが区画漁業権に関する報告になります。左から漁場番号、公使者数、免許台数、行使台数、資源管理状況等、生産量、生産額となっております。一部漁場について生産量、生産額が記載されていない状況ですが、利用はされていることを確認しております。今後適切に実績を把握していくように漁業権者を指導していく予定となっております。

説明は以上です。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

先ほどの生産量とか生産金額が報告ないというのがありますとの話でしたが、それは不明のところがこれに該当するんですか。

山神水産技師

4 ページのところということでよろしかったでしょうか。4 ページの生産量、生産額のところに不明であったり、バーであったり、※というような、数字が明記されていない部分があるかと思います。不明となっているものに関しましては、組合に免許をしていて組合員が行使しているというような状況で、組合が実績を把握しきれていないというような状況になっています。これについては、細かく実績を把握するように指導していく予定としております。バーの部分、宇検のところになりますが、こちらについては、今現時点では公使をされていない状況になっております。こちらについても適切に利用していくということについて指導する予定としております。下の方に※で生産額が表示されているところがありますが、こちらは民間企業の個人情報に該当する部分がありますので、報告としては※をさせていただいておりますが、生産量のところに数字が入っているとおり、実績としてはある状況になっています。

鳥居委員

分かりました。ありがとうございます。

篤委員	ちょっと教えてください。4ページですけど、実績なしというのが3ヶ所あるんですが、もずくはやられてないんだろうなと思うんですけど、この拓洋は宇検村ですよね。実績が、何もなさってないってことなんですかね。養殖をしてないってことなんですか。
山神水産技師	現状、そのような状況になっています。
茂野会長	養殖していないということなんですか。
山神水産技師	宇検村の部分について、拓洋に関しては、魚となっているところで実績が計上されているのですが、実績なしとなっているところは、真珠貝の漁場があるものの現状そこが行使されていない、かつては使用していたが現在は行使されていないとなっています。
鳥居委員	今、篤委員が質問したんですけども、この拓洋のところは実績なしということで何もされていないということなんですかね。
茂野会長	これは、真珠（の漁場）なんですね。
鳥居委員	この大区2～6というのは真珠なんですね。分かりました。
茂野会長	他に質問はございませんか。それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事3についてはこれで終了といたします。

【議事4 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会による国の関係省庁への要望活動について（報告）】

茂野会長	それでは、議事4【令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会による国の関係省庁への要望活動について】を議題といたします。この件は、報告事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。
丸山書記	事務局の丸山です。それでは、議事4「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会による国の関係省庁への要望活動について」を御説明いたします。資料4を御覧ください。

本議事は、今年５月に開催された全国海区漁業調整委員会連合会の総会で承認された内容に基づきとりまとめられた、全国海区漁業調整委員会連合会による令和６年度の国の関係省庁への要望活動を令和６年７月１０日に実施をしたとのことで、要望書及び要望に対する国からの回答内容について全漁調より情報共有がありましたので、簡単に報告させていただきます。

まず、資料４の１ページから２６ページが令和６年度の要望書関係になります。１ページが全漁調事務局からの送付文、２ページから３ページが要望項目及び要望先の一覧、４ページから２６ページが要望書になりますが、要望書の内容は、本年６月１８日に開催した当海区委員会の「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」の中で、「昨年度の当海区委員会及び連合会区で議論をした要望事項について、最終的に全漁調で取りまとめられた国への要望書の案になります」とのことで、今年５月の全漁調総会で協議・承認された案を委員へ御説明したところですが、その際の内容から修正等はありません。なお、昨年度の当海区委員会で議論をした要望事項に関係する部分については、資料４の２～３ページの「要望項目及び要望先」の一覧と、５ページ以降の要望書本文の中において赤枠で囲っておりますので、内容については後ほどお目通しをいただければと思います。

次に、２７ページから６２ページが全漁調による令和６年度要望に対する関係省庁からの回答になります。２７ページが全漁調事務局からの送付文で、２８ページ以降が回答本文になります。回答の多くが、回答本文の中で「継続」と示されているとおり、昨年度と同様の回答が多く見られるところではありますが、一部、回答内容の変更や削除、新たに追加されたところなどもございます。回答本文につきましては、２６ページまでの要望書と同様、昨年度、当委員会において九州ブロック会議への提出議題として御議論いただきました事項に関係のあるものについては赤枠で囲っておりますので、お目通しをいただきければと思います。

説明は以上です。よろしくお願いします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員

（特になし）

茂野会長

それでは、質疑もないようですので、議事４についてはこれで終了といたします。

【議事 5 奄美大島海区管内における浮魚礁利用実績報告について（報告）】

茂野会長	それでは、議事 5【奄美大島海区管内における浮魚礁利用実績報告について】を議題といたします。この件は、報告事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。
丸山書記	事務局の丸山です。それでは、議事 5「奄美大島海区管内における浮魚礁利用実績報告について」を御説明いたします。資料 5 を御覧ください。 こちらについては、昨年 2 月の当委員会において、委員から「島ごとの単位くらいで実績報告の内容について共有いただきたい」との御発言があったことに基づき、昨年 12 月の委員会においては各設置者から報告のあった令和 4 年度における管内の浮魚礁の利用実績について取りまとめたものを報告したところですが、昨年に続き、今回は令和 5 年度における管内の浮魚礁の利用実績について、地区ごとに取りまとめたものを報告するものです。 実績については、資料 5 にまとめたとおりですが、いくつか補足をさせていただきます。まず、県報告分について、管理委託を受けている奄美地区人工魚礁管理運営協議会から県に報告があったものを委員会に報告してもらっているところですが、管理委託先から各管内漁協へ報告を求めたのに対し、一部漁協から管理委託先への報告が 11 月末時点でまだなされていないとのことでしたので、報告のない分はこの報告に含まれておりません。未報告の分については、引き続き督促を行ってまいりたいと思います。 また、委員及び関係者へ配布した資料 5 については、2 ページ以降に奄美大島海区管内における最新の浮魚礁設置状況の一覧及び設置位置図を配布しておりますが、こちらは対外的に公表していないものになりますので、取扱いに御留意いただきますようお願いいたします。なお、2～3 ページの資料が本日「令和 6 年 12 月 16 日現在」となっているのは、令和 5 年 6 月の委員会で承認いただきました、県が宇検村沖に設置を予定している浮魚礁 1 基について、設置作業届が出てきており、本年 12 月 26 日までに設置が完了するとのことでしたが、先般設置が完了したとの連絡がありましたので、当該浮魚礁が設置された後の状況を反映したのものとなっているものということでその旨申し添えます。 説明は以上です。よろしく申し上げます。
茂野会長	説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。
各委員	（特になし）

茂野会長

それでは、質疑もないようですので、議事5についてはこれで終了といたします。

【議事6 さんご漁業の取扱方針の一部改正について（協議）】

茂野会長

それでは、次に、議事6【さんご漁業の取扱方針の一部改正について】を議題といたします。この件は協議事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

村田漁業調整係長

水産振興課の村田です。よろしくお願いいたします。「議題6 さんご漁業の取扱方針の一部改正について」ということでよろしくお願いいたします。資料については、ホッチキス止めしている資料に加えまして、1枚紙で資料を添付させていただいております。まずこちらの方から説明したいと思いますので、1枚紙の方をお手元に御準備ください。

さんご漁業の方針改正に係る協議状況ということで、これは前回8月23日の委員会の中で配布させていただいた資料になります。さんごの取扱方針の改正につきましては、令和5年から各海区の方と協議をしております。この資料については、今年度の振り返りというところでお示しさせていただいております。

まず1番目に奄美大島海区漁業調整委員会からいただいた意見ということで、令和6年5月9日の委員会において、委員会後の意見交換という形で委員の皆様と意見交換を行った際にいただいた意見になります。意見としまして、①にありますように、許可要件から操業実績の有無を削除することに関する御意見がありました。意見の概要としましては、選択的手法による操業実績がある者であれば現方針でも新規参入が可能であるということと、新規参入を拒む許可方針ではないので、改正の必要はないという御意見がありました。②としましては、採取停止の実効性に関する懸念ということで、生さんごの採取停止を恐れて、生さんごを枯れさんごとして報告する可能性があるのではないかという御意見、それと枯れさんごの制限がない状況は、生さんごの採取制限がかかったとしても採取が継続されることとなり、その中で生さんごも採取される恐れがあるのではないかという御懸念、御意見をいただきました。

2番目に奄美群島水産振興協議会での説明ということで、令和6年7月29日の奄水協総会の中で説明させていただきました。出席者からは、地元の意見を尊重してほしいという意見、それと資源管理の必要性について理解を示す意見も聞かれたところでございます。その中で、奄水協としての意思表示を行わず、奄美大島海区漁業調整委員会の御議論の中での一任ということで意見をいただいております。

これらの今年度いただいたいろいろな御意見を踏まえた取扱方針の見直し状況ということで3に記載してございます。まず①としまして、許可要件から操業実績の部分を削除することに関する懸念については、実績がないと新規参入ができないという現許可方針については、実質的に新規参入を拒む内容となっていることに対して国の水産庁の方から懸念を示されているところです。公平公正な扱いでない点を指摘されており、この点については改正が必要であるということで御説明いたしました。また現方針に関する制限等についてですが、無人潜水艇による選択的手法以外に定められていないということで、資源管理措置を強化する必要があるということで御説明しております。

②では、採取停止の実効性に関する懸念についてということで、改正方針案では生さんごのみ採取上限を260キロと設定しておりましたが、新たに生さんごの採取停止と同時に枯れさんごについても採取停止とするという形で、お示した改正方針をさらに見直したということで御説明申し上げたところでございます。

8月23日の海区委員会の中では、今説明しました①と②の見直し状況も含めて、改めて協議をさせていただいたところでしたが、その中で、取扱方針の改正の必要性や、強化された資源管理措置の内容については御理解が深まった一方で、申請をする時や操業時の御懸念、御意見というのが8月23日の海区委員会の中では（委員から）示されたと認識しております。その点について、資料6で改めて御回答させていただきたいと思います。資料の6の1ページにその回答を持ってきましたので説明いたします。説明については山神からさせていただきます。

山神水産技師

水産振興課の山神です。資料6の1ページ、さんごの方針改正の御意見に対する回答ということで説明をさせていただきます。8月の奄美大島海区漁業調整委員会において2つの意見をいただいております。まず1点目、申請者の資本の確認ということで、外国資本による参入等の可能性があるのではないかというような懸念があったかと思います。こちらへの回答としましては、申請者が外国法人である場合と、日本の法人等である場合に分かれています。まず①、外国法人等による申請の場合ですが、領海内においては、外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域内においては、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律により、外国法人等は本邦水域において漁業を行ってはならないと規定されておりますので、外国の法人等に対しては許可ができない、許可申請ができないというような状況になっていきます。続いて②、日本の法人等による申請の場合ですが、資本の確認は許可申請の必要書類である登記簿謄本であったり申請説明書で行うため、内容に疑義がある場合は必要に応じて聞き取り等で確認をするということになります。

村田漁業調整係
長

続いて2点目、さんご漁業の漁場探索に無関係な海底調査の実施に係る懸念というものがあつたかと思います。これに関しましては、改正方針案では、資源管理措置として、出港から帰港までの船舶の位置情報の記録・保管を求めており、仮に不穏な動きがあつた場合にはこちらで確認を取ることが可能です。また、取締機関の求めがあれば情報を共有するということが可能になっております。

下の方に参考として記載しておりますが、外国法人等が本邦水域で調査を行う場合には、国連海洋法条約に基づき日本も国としての同意が必要になっております。一方で、日本の法人等が海底調査を行うことに関しては許可等がなく、自由に調査ができるような状況になっております。

以上が先日いただいていた御意見への回答となります。

続きまして2ページをお開きください。ここから先については参考資料として添付いたしました。仮にこの取扱方針が改正されたとしても、すぐに操業できるわけではなく、段階を追って計画書や機器を県の方でしっかりと確認しながら進めていくということで、新規参入希望者による操業に至るまでの流れを記載させていただきました。

まず1番目、操業に至るまでの流れとしまして、今回、方針が改正されたと仮定された場合ですが、新たな取扱方針への対応ということで、要望者は、1番目の計画書の作成提出が必要になります。取扱方針に即した資源管理措置等が計画書に示されて、かつ実行可能な計画かについて県で確認する予定としております。また、導入予定の機器の性能についても、カタログですとか、いろんな設計図面等を確認させていただきながら、それらの内容が十分な内容かも含め確認する予定としております。資源管理措置については①から⑧まで書いているところですが、無人潜水艇等による選択的採取ということで、必要な機器や能力がある潜水艇となっているか等について確認する予定で、あとは④とか⑤についても、具体的にどのようにするのかということに加えて、記録の方法、そして保管、報告の体制、それについてもしっかりと確認する予定としております。

これらの計画書について概ね県のほうで十分満足だというような状況になりましたら、要望者の方で、関係する海域の地域協議会等の同意をいただくというような形になろうかと思います。それが2番目になります。

そうしたものがそろった後に、次の段階としまして、許可申請前の事前準備が整うという状況になりますので、3の要望書の提出という形になります。要望者の方がさんご漁業の許可がほしいのというところで、所属漁協からの要望書という形で出していただく形となる予定です。漁協からの要望書になりますので、当然、その漁協内での理事会の了承を受けたりとか、そういった形で内部手続きをした上での要望書の提出となろうかと思います。

その次としまして、許可申請に向けた対応としまして、4番目の制限措置等の諮問・公示という形になります。事前協議が整った海域に限定した操業区域で県が制限措置等を定め、関係する海区漁業調整委員会に諮問し、答申が得られれば、制限措置等を公示します。公示がされた後には、法令に定めた対応となりますが、適格性があれば許可せざるをえない状況になりますので、この段階では一旦許可という形になろうかと思っています。それが次の許可申請の手続きという形で5番目の許可申請、6番目の許可という形に書いてございます。

その下の矢印、操業という形になっていますが、許可が出た後のその監視体制ということで、2番目に書いております。まず、県で立入検査をしたいと考えております。これは何のための立入検査かといいますと、今までは書面上、設計図面上での説明に対してのいろんな計画書ですとかが出てきてますので、実際そういった機器等が船の中に備え付けられているか、そしてその機器が作動するか、能力としても十分なものが持っているか、それに加えて記録、保管、報告ができるような機器になっているかということについては、やはり実際に船に乗って機器等を確認しないと、これは確認できないと思いますので、操業開始前に、漁業監督吏員としての権限の中でそれらの確認を行いまして、取扱方針への対応状況を確認検査したいと考えております。

次に、イとしまして、県の漁業指導取締船等による操業状況の監視としております。これについても、計画どおりの操業体制になっているかというところの確認に加えて、やはり私どもとしては、網を使ってさんごを取ることへの可能性というのを非常に危惧してるところでございますので、初回の操業もしくはその後のしばらくの間について、取締船が対応できる状況であれば、確実にしっかりとした操業ができているかの監視をしたいと考えております。仮にこれが計画書、申請書どおりでないような状況であれば、当然条件違反ということで検挙の対象として考えております。

その後については、ウのほうで取扱方針に基づく操業位置、採捕状況等の提出要請・確認というのがございまして、これについては、こちら（県）の方で要請すれば、許可を受けた者はそれらの書類を出さないといいませんので、必要に応じて提出を求めたいと思っております。県だけではなく、同意をした協議会等でも何らかの懸念等があるのであれば、操業位置とかの書類は、県と連携することで入手して確認するということはできる状況になろうかと思います。

（資料 3 ページ， 4 ページについて説明）

奄美大島海区漁業調整委員会においては、さんご漁業が歴史的に先人たちの苦勞により形作られた操業であることを踏まえまして、これまで慎重に協議を進めていただいたと考えております。見直しについては、取扱方針が仮に今回御了承いただいても、見直し自体は今後適宜対応可能な状況となっております。また、資源管理措置については現時点では必要な措置がなされた内容となっているものが今回協議させていただいております「さんごの取扱方針の一部改正」という形になっていると思います。そういったことから、改正についての御承認をお願いしたいと考えているところでございます。

説明については以上です。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

資料の 2 ページのですね、操業に至るまでの流れのところでは地域協議会等の合意ですけど、確認ですが、奄美の場合は奄水協（奄美群島水産振興協議会）でよろしいですか。

村田漁業調整係長

奄美の場合は、奄美群島水産振興協議会の同意を取得するということになります。

鳥居委員

その場合ですね、例えば、奄水協が同意しませんよって話になってですね。どういう理由で同意しないかというのはともあれ、同意しなかった場合ですね、そこ（申請者）との法廷闘争みたいな、そういったことも考えられるんですか。

村田漁業調整係長

同意しなかった場合は、やはり資源管理措置に対する何らかの懸念があると思いますので、理由がなく同意しないということはそういった（法廷闘争の）可能性ははらんではいらるんですけど、やはりそこはしっかりと、奄水協の中でも議論、協議していただいて、ちゃんとした理由をもって反対する必要があるかと思います。

鳥居委員

分かりました。ありがとうございます。

奥田委員

このさんご漁業の許可の方針改正案というのが、最初に私たちに示された時が、現行の方針の「1年以上の操業実績」といったところを削除するのだというのが主な改正内容（だという説明）だったと理解していたところで、今回の資料を拝見すると、具体的な（改正内容、県の考え方についての）説明がなされていると思います。

今、（4ページで）潜水艇の説明もありましたが、こういうのでさんごが採取できるとは思っていないんですよ。（実際にさんご採取を行う機器は）こんな小さなものではないです。今、（県内海域で）現行でさんご採取をしている業者が最初にさんご採取をするために投入した資本は数十億円です。私、聞いたんです。それだけかかりましたと。現在参入を希望している者がそれほどの資金を投入して本当にやれるのかというのがあったんです。今、さんご採取をしようとしている業者というのは日本にはいないんです。このような機械、潜水艇ではさんごは採れない。それは分かっている。これは申請をするためのものだとは思いますが、それでも、一番危惧していたのは、外国資本がやってきて、さんご採取という（表向きの）目的で様々な海底調査をするということが、国防にも関わることでありますから、そのあたりの監視というのは県のほうでしっかりできるのかと、そこを一番懸念しているんですよ。私は（新規参入希望者の）この計画でさんごを採取することは恐らくできないと思いますし、最終的に採取できる準備が整うにしても何年も時間を要すると思うんですよ。ですから、一番の懸念は、外国資本による海底調査。そういうのをしっかりと県の方で監視できるのか。そこに懸念がありますがいかがですか。

村田漁業調整係
長

御質問ありがとうございます。今回、資料の1ページの方で、資本に関することとか、海底調査についての説明はさせていただいたんですが、この回答を作成するにあたっては、水産庁、それと十管本部（第十管区海上保安本部）に対しても意見を聞きながら作成させていただきました。奥田委員の方から外国資本、それと海底調査に関する懸念があったときに県の方で調査できるのかという問いに対しては、県の方ではなかなかそのストッパーをかけることは難しいかと思います。しかし一方で、それらの懸念があるような不穏な動きとか、そういったものがあるのであれば、そこについては、我々は取締機関でもありますので、十管とか、場合によっては海上自衛隊ですとか、そういったところとの連携というのは当然していかないといけないと思っております。

	幸いにして、この取扱方針の中では、操業の位置に関してはしっかりと記録して、保管しなさい、そして求めがあったときは出してくださいという形になってますので、そういったときには、そういったものもしっかりと出してもらって検証する、というところの体制は取られてるのかと考えているところでございます。
奥田委員	私が懸念を申し上げているのは、今日の資料の1ページにある国連海洋法条約において、他国の排他的経済水域を調査するためにはその国の同意が必要とあるんですけど、これは確かにあるんだけど、これが守られない場合にどうするのかというのを私たちは心配していますので、その辺りを県はどのような監視体制を取るのか。それをしっかりとさせていただきたい。
村田漁業調整係長	監視体制については、我々ができる最大限の形で監視体制はしていきたいと考えてますし、もし仮に何かそういった不穏な動きとかの情報等があれば、速やかに関係機関との連携をとって対処していきたいと考えております。
奥田委員	今回は具体的な説明がなされ、操業に至るまでの流れ、許可後の監視体制、許可の条件とか色々ありますけども、それがしっかり担保できるような体制でこの改正は進めていただきたい。
山下委員	参考まで聞かせてもらいたいんですけど、3ページの3番に、現在許可を受けて操業をしている者の意見として、県内海域での枯れさんごは極めて少ないとあるんですが、これは採り尽くして少ないという意味なんでしょうか。
村田漁業調整係長	これは、そもそもの採取の仕方が、例えば高知とかでは網をずるずる引き回してるので、もう分からないうちに生さんごがはがれて枯れさんごになってるという状況があるんですけど、鹿児島に関しては、もうずっと選択的に採ってきているので、そもそも折れたさんごというのがあまり多くないということになります。
山下委員	分かりました。ありがとうございます。

茂野会長	1 点いいですかね。3 ページの選択的採取なんですけれども、機器の能力が不明とありますけれども、それ（能力）が明記された場合に、どれぐらいの能力がなければ採取できないとか、そういったの（データ等）は県でお持ちなんですかね。また、その能力を超えない場合には、それ以下の場合には申請を受け付けないとかそういう形になるんですかね。
村田漁業調整係長	今（新規参入したいと）言っている方は、そもそも生さんごは採らないということで聞いているのですが、それにしても、やはり枯れさんごを採るにしてもある一定の重さがあるかと思しますので、それがどれぐらいの力が必要かというのは、現時点では県としては数値は持ち合わせておりませんが、現在許可を受けて採取されている者に、例えば岩盤から生さんごを採るときにはどれぐらいの力が機械の手に必要かとか、枯れさんごを採るにあたってもどれぐらいの持ち上げる能力が必要かとか、挟む力はどれぐらい必要かとかなど、そういったところはしっかり聞きながら、それらの数値を基本として指導していきたいと考えております。
茂野会長	はい。それぐらいの能力がなければそれは申請を受け付けないってことですよね。
村田漁業調整係長	はい、そうなります。
茂野会長	これ、2 年ほど前に初めてこの取扱方針の変更が議案にされたときに比べると、随分と詳しく県の方が頑張って色々説明を尽くされているので、すごく頑張られたという感じはするんですけども、ただ、私たちが心配しているのは資源管理がうまくいくのかどうか。今までは現許可者 1 者でやってきたことに対して、うまくやってこられた。それに加えて宝石さんごに関しては成長が遅い。そういったものを競争させていいのかとか、（競争原理が働くと）資源管理上問題があるのではないかと、いうことを危惧していたのですけれども、ここまで厳しく県で確認していただけたという状況が、そういう担保がされればですね、また委員の考え方も少し変わるんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

奥田委員	この、水中ドローン、ロボットですか。この大きさでさんごは採れるかという全く採れない。潮に流されて潜ることさえもできないと思う。だから、こういう申請（相談）をこんなロボットを持ってきて申請（相談）をするということ自体がどうもおかしいんですけども、あなた方がこれだけ具体的なものを作ってきて（説明をしてい）る、それで、こういうものを評価すれば、この改正はいいと思う。しかし、（この相談者はこの計画ではさんごの採取は）できないと思う。はっきり申し上げて。10億、20億（くらいの投資）ではさんごは採れないわけです。それはあなた方の今後のこの取組ですよ。この（今日の説明の）とおりにやっていただけるということを期待しています。
茂野会長	それと枯れさんごを対象にしているってということなんですけれども、ということは奄美海区（での操業）は対象にしていってことなんですかね。事務局、どうなんですかね。
山神水産技師	さんご漁業については、海域ごとに許可を出してるような状況でして、現在は県内全域に対して、現許可者に許可を出している。これは、県内全域との調整が整っているからということでそうになっています。現状、要望がある方というのは、奄美での操業というのを希望しているわけでは現状はないですので、方針改正後に、直ちに来年この制限措置の諮問を奄美大島海区に対して行いますといった、そういう状況では現時点ではないというところです。
奥田委員	皆さんに申し上げますけれども、枯れさんごというのは、本当に専門家じゃないと見分けがつかない。石なのか、さんごなのかという見分けがつくのが何年もさんご採取をやっている人でないとつけないんですよ。だから、枯れさんごは少ないと、それなんですよ。
鳥居委員	先ほど会長の方から、この資源管理の点、強調がありましたので、ぜひ、この資料の2ページに書かれている許可後の監視体制のところ、アからウまでありますけれども、ぜひこれを、しっかりと言うと変ですけども、特に（許可後の）初期の頃は力を入れてくださると助かるかと思えます。
茂野会長	他に質疑はございませんか。大丈夫ですか。
各委員	（もうありませんね、の声）

茂野会長	これで結論ということでよろしいですか。 それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事6については、原案のとおり承認してよろしいですか。 取扱方針変更でよろしいですかね。
各委員	(異議なし)
茂野会長	それでは、御異議がないようですので、本議事についてはそのように決定することといたします。

【その他 沖縄県ソデイカ漁船の旗数確認・指導について（報告）】

茂野会長	次に「その他」ということで、県水産振興課から1点、追加議題の提出がありましたので取扱うこととします。項目は【沖縄県ソデイカ漁船の旗数確認・指導について】です。この件は報告事項となっております。それでは、県水産振興課から説明をお願いします。
村田漁業調整係長	資料の方はお手元にはないですが、沖縄県のソデイカ漁船が11月29日に（喜界島の）早町漁港に入港しているということを確認しましたので、急きょ、県庁の職員と取締船の職員、そして大島支庁（職員）とも合流しまして、現地で旗数の確認と指導を行ってまいりましたので、そのことについて御報告申し上げます。 （奄美大島）海区の委員会指示において、ソデイカ旗流し漁業で使用する旗の本数というのは制限がございます。50海里以内の操業であれば30本以内、50海里以遠の操業であれば50本以内、これは予備も含めての旗数の制限となっております。沖縄海区では、11月まで禁漁ということで、奄美海区では11月から操業ができるのですが、沖縄海区からは奄美海区も禁漁期間を合わせてほしいということで呼びかけがある一方で、沖縄県では自分たちの海区の委員会指示を守らずに、11月に奄美海区で出漁している状況がありました。沖縄県ですとか、沖縄海区漁業調整委員会では、11月の操業自粛については、自県の漁業者に対して呼びかけを行ってるところですけど、一部の漁業者が出漁して鹿児島（県内の）海区内で11月から操業しているという状況がございました。 （確認等を行ったのが）11月末だったのですが、27日ぐらいから海が時化はじめて、これであればもしかしたら早町漁港に船が入っているのではないかとということで、喜界島漁協に確認したところ、どうやら入っているということだったので、29日に急遽喜界島に行ったところでございます。

確認した内容について、早町漁港には鹿児島県の漁船が6隻、それと沖縄県の漁船が4隻停泊しておりました。（沖縄県の）4隻については、時化のための避難での停泊というところでした。鹿児島県の船も沖縄県の船もすべて立入りをしまして、旗を一本一本数えました。そうしたところ、沖縄県の漁船が1隻だけ、53本ということで制限本数を3本超過していた状況でした。指導を色々行って、「3本超過した状態では船は出せませんよという形で、どうしますか。」ということでお伝えしたところ、その3本については「鹿児島県の漁船に譲渡します。」ということでしたので、嚴重注意ということに今回はさせていただきました。この情報については沖縄県の方にも共有させていただいて指導の徹底についてお願いしたところでございます。

29日の同日には、沖縄県の方も浜回りをしておまして、その結果としましては合計で8隻が旗数を超過していたところでありました。

鹿児島県の方（漁業者）は全て旗数を守っている状態でしたので、沖縄県のその指示の内容というのがしっかりと漁業者の方に伝わっていることに非常に疑念を感じたところですので、この点については、引き続き沖縄県の方に、自県の漁業者に対してまずその旗数制限を守るよう、指導の徹底をお願いしたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、報告については以上になります。

茂野会長

はい、ありがとうございます。取り締まりをこれからも厳しくしていただきたいと思いますけれども、うちの漁協（瀬戸内漁協）の船に聞きますと、沖縄の船が11月も操業していると聞くんですけども、その旗数を調べたときですね、旗数と同時にソデイカを持ってるかどうかというのは確認しなかったんですかね。

村田漁業調整係長

沖縄の船の一部の船は、冷凍庫の中も確認させていただきました。やはりそれまでの間に漁獲したソデイカが入っている状況でした。

茂野会長

わかりました。これ罰則規定はないんですよ。ないんですけど、両者間で決めた、海区として決めたルールですので、事務局の方も大変でしょうけども、県の方も大変でしょうけども、また今後とも沖縄の方に随時連絡を取り合って、対応してほしいと思います。

他にこの件について何かありませんか。ソデイカの旗数についてはよろしいですか。

【その他】

茂野会長

その他，事務局から何かございませんか。

丸山書記

次回の委員会につきましては，2月の中旬ごろに開催したいと思いますので，19から21日ぐらいの日程でまた日程調整のご相談をさせていただきたいと思いますので，どうぞよろしくお願いします。

現在の委員構成で（の委員会）は，次回が多分最後になると思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

茂野会長

その他，委員のほうから何かございませんでしょうか。

特にないようですので，以上で，本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき，ありがとうございました。

山之内事務局長

それでは，以上をもちまして，第279回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



中田 留弘



篤 昭仁

